

平生町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月12日(水) 午前9時30分～午前10時25分

2 開催場所 平生町役場 大会議室

3 出席委員 (5人)

会 長 内山 壯二

職務代理者 吉崎 秀和

委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広

4 欠席委員

5 農地利用最適化 藤山 一人 松村 哲雄
推進委員(4人) 羽山 敦紀 河内山 裕子

6 欠席委員 中山 直行 田代 勉

7 事務局職員 局長 吉岡 文博
書記 久保 真大

8 会議録署名委員

○会 長 これより11月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

9 会 議

○事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

【議案第1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目と面積は畑が446㎡、田が931㎡、合計面積は1377㎡です。権利内容は所有権移転、規模拡大で現在3,957㎡を耕作しておられます。通作距離は12km、当事者関係は売買です。相続により申請地を取得したが、遠方に住んでいるため管理ができず、譲渡を希望していた譲渡人から、今年から町内で田を借り受けて水稻をはじめ、更に野菜の栽培をはじめたいと考えていた譲受人が購入することになったものです。

営農計画としては、なす、ピーマン、きゅうりなどの普通野菜の栽培とブルーベリー、梅などの果樹を作付けする計画となっております。一連の作業については譲受人ご夫婦で行う計画となっております。

続いて場所ですが、3ページの地図をご覧ください。青色に着色した部分が申請地です。万徳寺の西側に位置するあたりとなります。

続いて4ページが公図で、斜線部分が申請地です。申請地●●番●の西側の一部がコンクリート舗装されており、このことについて顛末書が添付されています。

また、西側に隣接する●●番の宅地と建物も併せて購入予定です。

その他、必要書類も揃っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 11月10日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。申請人の資格は適当です。取得後の営農計画も適当です。その他の参考事項はありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 規模拡大となっておりますが、もともとある農地の耕作面積を上げるわけではないですが、規模拡大ということになるのでしょうか。

○事務局 今回の申請地では、その周辺で耕作はされていませんが、曾根地区において田を借り受けて水稻をされていますので、規模拡大としています。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。農地利用最適化推進委員のみなさんもよろしいでしょうか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり許可いたします。

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」5件を上程いたします。

【議案第2－1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2－1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は2214㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数412枚、建ぺい率は49.5%、発電量は200.0kwで、工事期間は許可後5か月となっております。

続いて、6ページをご覧ください。緑色に着色した箇所が申請地です。キロクの西側あたりとなります。

7ページが公図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、南側の赤線から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 11月10日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。ただ気になるのが周りの土地の草刈りです。太陽光用地のフェンス内の草刈りはやってあるところもありますが、フェンス外の水路や道の草刈りもやってもらうように注意してもらえればと思います。申請地も水路と接していますから水路の草刈りをしてもらうといいと思います。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案第2－2号について、事務局からお願いします。

【議案第2－2号】

○事務局

ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2-2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は1160㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数200枚、建ぺい率は37.8%、発電量は49.5kwで、工事期間は許可後1年となっております。

続いて、8ページをご覧ください。緑色に着色した申請地2-2と記載されている箇所です。赤道製畳所の東側に位置するあたりとなります。

9ページが公図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、北側の町道から行う計画となっております。また、工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で南側隣接地の●●番●の太陽光用地に放流となっており、●●番●の地権者は承諾済みと記載されています。汚水の発生はありません。

申請にあたり、暗渠を破損した際には復旧する旨の誓約書が添付されております。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員

11月10日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長

これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

○会 長

農地利用最適化推進委員のみなさん、なにかありますか。

(なし)

○会 長

無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長

ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達いたします。

続いて、議案第2-3号について、事務局からお願いします。

【議案第2－3号】

○事務局

ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2－3号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は1444㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数200枚、建ぺい率は30.3%、発電量は49.5kwで、工事期間は許可後1年となっております。

続いて、10ページをご覧ください。緑色に着色した箇所が申請地です。天池の南側に位置するあたりとなります。

11ページが公図となります。斜線部分が申請地です。搬入については、東側の赤線から行う計画となっております。工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

申請にあたり、暗渠を破損した際には復旧する旨の誓約書が添付されております。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員

11月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他の参考事項もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長

これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

○会 長

農地利用最適化推進委員のみなさん、なにかありますか。

(なし)

○会 長

無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長

ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どお

り町へ進達いたします。

続いて、議案第2－4号について、事務局からお願いします。

○事務局 ご説明いたします前に、議案第2－4号と議案第2－5号については隣接した場所で、関連した事業でございますので、一括してご審議いただけないかお伺いいたします。

○会 長 ただいま事務局から、一括審議の提案がありましたが、委員のみなさん、いかがいたしましょうか。
(異議なし)

○会 長 それでは、議案第2－4号及び議案第2－5号について、一括して事務局からお願いします。

【議案第2－4号、議案第2－5号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2－4号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は1672㎡、農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数200枚、建ぺい率は26.2%、発電量は49.5kwで、工事期間は許可後1年となっております。

続いて議案第2－5号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑、面積は491㎡の内315㎡、農地区分は3種農地です。権利内容は使用貸借で、転用目的は議案第2－4号の太陽光発電設備の設置のための駐車場で一時転用という計画となっております。工事完了後、現状に回復する旨の誓約書が添付されております。

それぞれの譲受人、借受人が異なる理由は、議案第2－4号の太陽光発電設備の設置工事を議案第2－5号の借受人が行うため、太陽光運営事業者が議案第2－4号の譲受人となり、設置工事事業者が議案第2－5号の借受人となっているためです。

続いて、12ページをご覧ください。着色部分が申請地で、自治会でいうと河田のあたりとなります。

13ページが公図となっております。南東から北西に伸びている赤線の南東側から車両が入り、一時転用の駐車場に停め、そこからトップカーなどを使い搬入する計画となっております。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で東側隣接地の●●番●の太陽光用地に放流となっており、●●番●の地権者は承諾済みと記載されています。汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 11月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。

まず議案第2-4号です。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他の参考事項もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

続きまして議案第2-5号です。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係はありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他の参考事項もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 これより質疑にはいります。質疑については、一括してお願いします。

○金福委員 この太陽光設備の設置工事をする事業者が、次の議案で出てくる太陽光設備の設置の期間延長ということで変更申請を行っています。自社の工事も終わっていないのに他事業者の下請け工事を行うのはいかなものかと思いますが、どうでしょうか。

○事務局 一方で新規の太陽光設備設置の工事を行い、一方で当初の太陽光設備の工事を期間延長となっており、期間延長の理由が転売先のキャンセルとなっております。そういうことであれば、当初の申請の実現性が低いということになると思いますので、当初の申請時に仮契約書を添付させるなどの検討が必要であると考えています。

○金福委員 当初の申請では、転売するとはなっておらずに、自社でやるということで許可を取っているのに今更、転売という言葉が出てくること自体がおかしいのではないのでしょうか。

○事務局 転売するのであれば、当初の申請の時点で太陽光設備の転売という内容にするべきということでしょうか。

○金福委員 そうですね。

○事務局 今回議案を発送するにあたって、事務局の中でもこの事業者に対して、新規もあり、延長もあるというのは矛盾しているのではないかと話もいたしま

しました。ご指摘のとおり、転売ということが前提としてあるのであれば、そうしたことを聞き取って転用の実現性を確認しながら、今後、申請書の受理前の確認作業をさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金福委員 わかりました。

○会 長 申請が出たときに、そのあたりを確認して説明、指導なりをしていく必要があるでしょうね。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。
(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
まず、議案第2－4号について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、この件について申請どおり町へ進達します。
続いて、議案第2－5号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

全員賛成ですので、この件について申請どおり町へ進達します。
続いて、議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請について」1件を上程いたします。

【議案第3号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。
議案第3号、申請地、申請人は記載のとおりで、転用目的は太陽光発電設備の設置です。

変更内容は、工事期間の延長となります。令和6年4月23日に農地法第5条の許可を受けておりますが、農地パトロールの際、許可後未着工の状態が続いていたことから、聞き取りを実施し、申請がなされたものです。変更承認後、1年間の延長となっております。再度の延長にならないよう注意するように伝えております。

現地についてですが、現状は資材が搬入され、これから着工するという状態となっております。着工が遅れた理由は、当初、完成後に転売を行う予定だった売却先がキャンセルをしたためです。このたび売却先が決まり工事を開始しています。

15ページに位置図を参考として付けております。

その他、書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 11月10日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としましては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。申請地の状況は資材搬入済です。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

ただし、期間延長が1年ではなく、本来必要な期間となるように次回からは申請人と話してみてはと思います。

以上です。

○会 長 これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

○会 長 資材が搬入されていたので、工事が始まると思うが、先ほどの議案で話になったように転売ありきとなっているので申請時によく確認してください。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 全員賛成ですので、この件について申請どおり町へ進達いたします。
続いて、議案第4号「農地現況証明について」、事務局からお願いします。

○事務局 議案第4号「農地現況証明について」1件を上程いたします。

【議案第4号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。

議案第4号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目はいずれも畑、面積は1152㎡と209㎡、合計1361㎡となっております。

3ページをご覧ください。緑色の着色部分、万徳寺の北西に位置するあたりとなります。

つづいて17ページをご覧ください。斜線部分が申請地です。

状況といたしましては、長期間、耕作をしておらず、竹、雑木が繁茂した状況で、農地への復旧は困難とのことから申請がなされました。隣接地も荒廃している土地が多く、現地にたどり着くことが困難な状況でした。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん、現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 11月10日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者は間違いないか、ありません。無断転用では無いか、ありません。非農地となった場合に周囲に影響はないか、ありません。荒廃地の場合自己労力で農地復旧ができるか、できません。認定地目は非農地としたいと思います。

以上です。

○会 長 これより質疑にはいります。なにか質疑はございませんか。

○窪田委員 これは議案第1号と所有者が同じですが、議案第1号の農地は管理されていたが、こちらは管理されていなかったということですか。

○金福委員 そうです。こちらの申請地は何十年と土地に入っていないものと思われます。

○会 長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 全員賛成ですので、この件について本日付で非農地と認定いたします。
続いて、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)」について、事務局からお願いします。

○事務局 議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)」について上程いたします。

【議案第5号】

○事務局 ご説明いたします。議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の別綴じをご覧ください。

2枚目ですが利用権設定件数1件、筆数は3筆で、設定面積は6188㎡、中ほどはその内訳を記しております。3枚目ですが、利用権の種類としては、使用貸借で新規となっています。内容として、水稻、野菜栽培ということですが、当面は野菜栽培を行い、水稻については環境が整い次第開始したいと聞いています。以降のページに位置図を添付しておりますのでご覧ください。

以上、この計画(案)について町から意見を求められていますので、よろしくをお願いいたします。

○会 長 委員の皆さんから質問や意見があればお願いします。

○会 長 利用権の設定を受ける方は、移住されてきたと思うが、農機具等は揃っているのですか。

○事務局 農機具は譲ってもらうなり、購入するなりすると聞いております。

○吉崎委員 東側の2筆は荒廃がかなり進んでいると思うのですが、現地は見ましたか。

○事務局 現地は確認しておりませんが、現在作られていないということは認識しています。荒廃農地の再生の補助金が町の方にもございますので、対象となるのであればそういった補助金も活用していくと思われます。

利用権の設定を受ける本人が現地を見て大丈夫と判断したと思います。農業については初心者ですが、昨年度、農業大学校で農業研修に1年間受け、農業する上での知識は身につけておられ、その上で判断されたと思います。

○会 長 他にありませんか。

(なし)

○会 長 ないようですのでこれらの意見を参考として町への回答といたします。

(内容に対する具体的な意見なし)

○会 長 以上、これにて本総会に付議されました案件は全て終了いたします。

会長

関山 光二

署名委員

金福和成

署名委員

瀬尾 純夫